「交通信号工事安全必携　令和元年版」補遺

№.	頁	内容	掲載日
1	6	「第１章　３－３　ｲ.b　高所作業での墜落防止措置」の内容を次のとおり変更及び追記 （変更） 「胴綱・セーフティーロープ」を「墜落制止用器具」に変更（以下全て同様） （追記） 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合） 　従来の「胴綱安全帯」「U字つり用胴ベルト安全帯」は、ワークポジショニング器具となり、墜落制止用器具として認められない。 　2ｍ以上の柱上作業等において、ワークポジショニング器具を使用して作業する際には、墜落制止用器具の併用が必要。 　詳細は、巻末の「墜落制止用器具ガイドライン（厚生労働省発行）」参照。	R4.8.1
2	29	「第３章　１－１　ｴ.a」の内容を次のとおり変更 「安全帯」を「墜落制止用器具」に変更（以下全て同様）	R4.8.1
3	巻末	巻末に次の資料を追加 墜落制止用器具ガイドライン https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf	R4.8.1